

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の対象者拡充について

区では、子育て家庭への支援として、令和4年10月より未就園児を対象にベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を展開してきたところであるが、保育園等を利用している家庭等多くの子育て家庭からの意見等を踏まえ、令和6年10月利用分から対象者を拡充する。

併せて、今後の事業運営について以下のとおり変更し、対象者拡充に伴い増加が見込まれる利用者対応や事務処理業務を委託することで円滑な事業実施に努める。

1 拡充対象者

保育園等在園児童

2 運営変更点

	変更前（令和6年9月まで）	変更後（令和6年10月から）
申請受付時期	・四半期ごとに申請期間を設け、申請期間内のみ受付 ・遡り、申請期間外の受付不可	・受託事業者あて随時申請 ・複数月まとめて、遡っての申請可
申請方法	・区への郵送又は窓口への持参	・受託事業者への郵送

3 周知方法

- (1) なかの区報
- (2) 中野区公式LINE
- (3) 中野区公式ホームページ
- (4) 令和6年度申請者への通知 等

4 今後のスケジュール

令和6年 9月 受託事業者決定

10月 対象者拡充・事業運営委託開始